平成２１年（フ）第５２９号
神奈川県平塚市花水台33番７－３号
債務者　庄司　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５０号
神奈川県小田原市久野4009番地の２
債務者　山崎　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７６号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の１
公325号、前住所神奈川県海老名市社家3611番地　サウスビュービレッヂ303
債務者　椎名トリ子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８３号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1120番地
田中ハイツ201
債務者　村林　千春
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６００号
神奈川県小田原市板橋948番地の15
債務者　奥　　正子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６０１号
神奈川県小田原市板橋948番地の15
債務者　秋山　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６０６号
神奈川県足柄上郡大井町上大井462番地１
ハートランドビューラー102
債務者　大越　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１０号
神奈川県平塚市中原２丁目20番15―101号
飯塚ハイツⅡ
債務者　伊藤　隆博
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３０号
静岡県駿東郡清水町徳倉376番地の２　プラチナヒルズ202、前住所静岡県沼津市我入道稲荷町362番地の５
債務者　秋山美智代
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６５号
京都府福知山市字猪崎1285番地の３　コーポホンダ１・103号
債務者　清水　竜平
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第７２３８号
大阪市東淀川区淡路１丁目19番10号
債務者　末藤　理恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２号
長崎県長崎市元町６番１号、旧住所福岡県福岡市東区松田３丁目11番１―805号
債務者　井上　博己
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
静岡県浜松市中区新津町470番地の１　新津コーポ301、前住所静岡県浜松市中区新津町516番地の２　ヒルズウイロード206号
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
静岡県浜松市東区西ケ崎町254番地の１
債務者　鈴木喜和子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
愛媛県大洲市西大洲甲1005番地１ケサラ西大洲205号室
債務者　森井　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１９０号
愛知県豊川市御油町長谷山183番地
債務者　日下　宏之
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午前11時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部